

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市中の茶屋条例(平成13年長崎市条例第30号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開場時間)

第2条 長崎市中の茶屋(以下「中の茶屋」という。)の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

(平31規則41・一部改正)

(休場日)

第3条 中の茶屋の休場日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときを除く。)

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、休場日に開場し、又は開場日に休場することができる。

(平24規則47・平25規則29・一部改正)

(入場者の守るべき事項)

第4条 入場者は、係員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 建物、附属設備、美術作品又は資料を汚損し、毀損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。

(2) 陳列品に手を触れないこと。

(3) 所定の場所以外において飲食し、又は喫煙しないこと。

(4) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。

(5) 他人の迷惑になるような行為をしないこと。

(6) 許可なくして物品を販売し、又は展示しないこと。

(7) 許可なくして美術作品及び資料(以下「美術作品等」という。)の模写、模造、複製、撮影等(以下「模写等」という。)をしないこと。

(8) 前各号のほか市長が管理上必要があると認める事項

(平24規則47・平26規則7・一部改正)

(入館券の交付)

第5条 清水崑展示館に入館しようとする者は、入館料を納入して清水崑展示館入館券(第1号様式又は第2号様式)の交付を受けなければならない。

(入館料の減免)

第6条 条例第8条に定める入館料の減免の承認の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本市に住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの 入館料の全額

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳を所持する者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳を所持する者

ウ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳を所持する者

エ ア、イ又はウに掲げる者を介護する者(1人に限る。)

オ 福祉事務所長が発行した長崎市福祉事務所公費負担診療依頼証を所持する者

カ 市長が発行した老人福祉カードを所持する者

キ 健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項に基づく健康増進事業により交付された健康手帳を所持する60歳以上の者

ク 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードを所持し、同法別表第1の4の表の留学の在留資格をもつて在留する者

(2) 本市に所在する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)の児童又は生徒及びその引率者で、次のいずれかに該当するもの(高等学校の生徒にあつては、アに限る。) 入館料の全額

ア 学習の目的をもつて入館する者

イ 土曜日(長崎市立小、中学校管理規則(昭和33年長崎市教育委員会規則第2号)第3条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる期間内の土曜日を除く。)に入館する者

ウ 夏季休業中に入館する者

- (3) 本市に住所を有する者以外の者で、次のいずれかに該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
- ア 第1号ア、イ、ウ又はエに該当するもの 入館料の5割に相当する額
- イ 第1号ク中「本市の」とあるのを「県内の市又は町の」と読み替えた場合の者に該当するもの 入館料の全額
- (4) 市長が発行した割引券を提示し、又は提出した者 当該割引券に記載した割引率を入館料に乗じて得た額又は入館料の額から当該割引券に記載した額を減じて得た額(入場料の額が記載された割引券にあつては、既に減免されたものとみなす。)
- (5) その他市長が特に必要であると認める者 市長が定める額
- 2 前項第2号ア又は第5号の規定により入館料の免除を受けようとする者は、長崎市中の茶屋入館料減免申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項第1号、第3号又は第4号の規定により入館料の免除を受けようとする者は、同項第1号に掲げる身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、長崎市福祉事務所公費負担診療依頼証、老人福祉カード、健康手帳若しくは在留カードを係員に提示し、又は同項第4号に掲げる割引券を係員に提示し、若しくは提出しなければならない。
- 4 第1項第2号イ又はウの規定により入館料の免除を受けようとする者は、名札又は生徒手帳を係員に提示しなければならない。
- (平21規則39・平21規則90・平22規則11・平22規則93・平23規則91・平24規則72・令4規則44・一部改正)
- (模写等の許可)
- 第7条 条例第4条第1項の規定により美術作品等の模写等の許可を受けようとする者は、長崎市中の茶屋美術作品等模写等許可申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、美術作品等の模写等を許可したときは、長崎市中の茶屋美術作品等模写等許可証(第5号様式)を交付するものとする。
- (利用の許可の申請等)
- 第8条 条例第4条第2項の規定により茶室又は和室を占用して利用する許可を受けようとする者は、長崎市中の茶屋施設利用許可申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、茶室又は和室の利用の許可をしたときは、長崎市中の茶屋施設利用許可証(第7号様式)を交付するものとする。
- (利用の変更又は取消し)
- 第9条 茶室又は和室の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 利用者は、茶室又は和室の利用を取り消そうとするときは、長崎市中の茶屋施設利用取消届(第8号様式)を市長に提出しなければならない。
- (模写等の使用料)
- 第10条 条例第5条第1項に規定する模写等の使用料は、別表第1のとおりとする。
- (模写等の使用料の減免)
- 第11条 条例第8条の規定により模写等の使用料を減免する場合の減免する額は、次に掲げるものについて、その模写等の使用料の全額とする。
- (1) 施設の美術作品及び資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの
- (2) その他市長が特に必要であると認めたもの
- 2 前項第1号又は第2号の規定により模写等の使用料の免除を受けようとする者は、長崎市中の茶屋模写等の使用料減免申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。
- (平24規則72・一部改正)
- (美術作品等の出品等)
- 第12条 市長は、中の茶屋に美術作品等の出品、寄贈又は寄託を受けることができる。
- (平25規則29・追加)
- (美術作品等の出品又は寄託の申請)
- 第13条 中の茶屋に美術作品等の出品又は寄託をしようとする者は、美術作品等／出品／寄託／申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、美術作品等の出品又は寄託を承認したときは、美術作品等／預／受託／証(第11号様式)を交付するものとする。
- (平25規則29・追加、平29規則37・一部改正)
- (再交付)
- 第14条 美術作品等／預／受託／証を破損、汚損又は紛失した者は、速やかに再交付を申請しなければならない。
- (平25規則29・追加)
- (出品又は寄託を受けた美術作品等の保管)

第15条 出品又は寄託を受けた美術作品等は、中の茶屋の所蔵する美術作品等と同じ注意をもって保管するものとする。

2 出品又は寄託を受けた美術作品等は、出品又は寄託の申請を行つた者の承諾を得なければ模写等を行うことができない。

(平25規則29・追加)

(出品又は寄託を受けた美術作品等の返還)

第16条 出品又は寄託を受けた美術作品等は、出品又は寄託の期間内であつても出品又は寄託の申請を行つた者の申し出又は中の茶屋の都合によつて返還することができる。

2 出品又は寄託を受けた美術作品等は、美術作品等／預／受託／証と引換えに返還する。

(平25規則29・追加)

(美術作品等の寄贈)

第17条 中の茶屋に美術作品等を寄贈しようとする者は、美術作品等寄贈申込書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の美術作品等寄贈申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、受入れの可否を決定するものとする。

(平25規則29・追加、平29規則37・一部改正)

(茶室又は和室の使用料の減免)

第18条 条例第8条の規定により中の茶屋の茶室又は和室の使用料を減免する場合の減免する額は、次に掲げるものについて、茶室又は和室の使用料の全額とする。この場合において、第1号又は第2号に該当する場合は茶室又は和室の附属設備の使用料も全額を免除するものとする。

- (1) 長崎市が主催する事業
- (2) 長崎市教育委員会が主催する事業
- (3) 長崎市が共催する事業
- (4) 長崎市教育委員会が共催する事業
- (5) その他市長が必要と認める団体等の事業

2 前項各号の規定により中の茶屋の茶室又は和室の使用料の免除を受けようとする者は、長崎市中の茶屋茶室・和室使用料減免申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(平24規則72・一部改正、平25規則29・旧第12条繰下・一部改正)

(美術作品等の貸出し)

第19条 条例第11条ただし書の規定により美術作品等の貸出しの許可を受けようとする者は、長崎市中の茶屋美術作品等貸出許可申請書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、美術作品等の貸出しの許可をしたときは、長崎市中の茶屋美術作品等貸出許可証(第15号様式)を交付するものとする。

3 美術作品等の貸出期間は、品目によつて市長がその都度定める。

(平25規則29・旧第13条繰下・一部改正)

(附属設備の使用料)

第20条 条例別表第2の備考3に規定する附属設備の使用料は、別表第2のとおりとする。

(平25規則29・旧第14条繰下)

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平25規則29・旧第15条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度から平成24年度までの休館日の特例)

2 平成20年度から平成24年度までの休館日については、第3条第1項第1号の規定は適用しないものとする。

(平21規則39・平22規則65・平24規則47・一部改正)

附 則(平成21年3月31日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月28日規則第90号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年1月27日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年8月31日規則第93号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年10月18日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第10条第1項第3号アの改正規定、第2条中第8条第1項第3号アの改正規定、第3条中第7条第1項第1号カの改正規定、第4条中第5条第1項第3号アの改正規定、第5条中第5条第1項第3号アの改正規定、第6条中第5条第1項第3号アの改正規定、第7条中第6条第1項第3号アの改正規定、第8条中第6条第1項第3号アの改正規定、第9条中第10条第1項第3号アの改正規定及び第10条中第5条第1項第3号アの改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第72号)

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中グラバー園条例施行規則第10条第1項第1号の改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第2条中長崎市美容師法施行細則第1号様式の改正規定、第3条中長崎市理容師法施行細則第1号様式の改正規定、第4条中長崎市重度心身障害児福祉手当条例施行規則第3条第1号の改正規定、第5条中長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第30号様式の改正規定(「又は外国人登録証明書」を削る部分に限る。))及び同規則第32号様式の改正規定(「又は外国人登録証明書」を削る部分に限る。)、第6条中長崎原爆資料館条例施行規則第17条第1項第1号サの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」を係員に提示し、」に改める部分に限る。)、第7条中長崎市索道施設条例施行規則第5条第1項第1号カの改正規定及び同条第2項の改正規定(「、外国人登録証明書、老人福祉カード、健康手帳又は割引券を係員に提示しなければならない」を「若しくは在留カード若しくは同項第2号に掲げる老人福祉カード若しくは健康手帳を係員に提示し、又は同項第5号に掲げる割引券を係員に提示し、若しくは提出しなければならない」に改める部分に限る。)、第8条中長崎ペンギン水族館条例施行規則第8条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第9条中長崎市永井隆記念館条例施行規則第11条第1項第1号カ及び同条第2項の改正規定、第10条中長崎市博物館条例施行規則第5条第1項第1号カの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第11条中長崎市ド・ロ神父記念館条例施行規則第6条第1項第1号オの改正規定及び同項第5号の改正規定(「、外国人登録証明書又は」を「若しくは在留カードを係員に提示し、又は同項第5号に掲げる」に改める部分に限る。)、第12条中出島条例施行規則第5条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第13条中長崎市旧居留地建造物条例施行規則第5条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第14条中長崎市野口彌太郎記念美術館条例施行規則第5条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第15条中長崎市中の茶屋条例施行規則第6条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第16条中長崎市歴史民俗資料館条例施行規則第5条第1項第1号オの改正規定及び同条第3項の改正規定(「、外国人登録証明書」を「若しくは在留カードを係員に提示し、又は同項第5号に掲げる」に改める部分に限る。)、第17条中長崎市遠藤周作文学館条例施行規則第6条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第18条中長崎市端島見学施設条例施行規則第10条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第19条中長崎市亀山社中記念館条例施行規則第5条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)) 平成24年7月9日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(様式に関する経過措置)

2 改正前の長崎市美容師法施行細則、長崎市理容師法施行細則、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則、長崎原爆資料館条例施行規則、長崎ペンギン水族館条例施行規則、長崎市永井隆記念館条例施行規則、長崎市博物館条例施行規則、長崎市ド・ロ神父記念館条例施行規則、出島条例施行規則、長崎市旧居留地建造物条例施行規則、長崎市野口彌太郎記念美術館条例施行規則、長崎市中の茶屋条例施行規則、長崎市歴史民俗資料館条例施行規則、長崎市遠藤周作文学館条例施行規則、長崎市端島見学施設条例施行規則及び長崎市亀山社中記念館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

(グラバー園条例施行規則等の一部改正に伴う経過措置)

3 次に掲げる規定の適用については、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の表の留学の在留資格をもつて在留する者が所持する外国人登録証明書(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(以下この項において「出入国管理法等一部改正等法」という。))第4条の規定による廃止前の外国人登録法第5条第1項に規定にするものをいう。))は、出入国管理法等一部改正等法附則第15条第2項第3号に定める日が経過するまでの期間は、在留カードとみなす。

(1) 改正後のグラバー園条例施行規則第10条第1項第1号ク及び同条第3項

(2) 改正後の長崎原爆資料館条例施行規則第17条第1項第1号サ及び同条第3項

- (3) 改正後の長崎市索道施設条例施行規則第5条第1項第1号カ及び同条第2項
- (4) 改正後の長崎ペンギン水族館条例施行規則第8条第1項第1号ク及び同条第3項
- (5) 改正後の長崎市永井隆記念館条例施行規則第11条第1項カ及び同条第2項
- (6) 改正後の長崎市博物館条例施行規則第5条第1項第1号カ及び同条第3項
- (7) 改正後の長崎市ド・ロ神父記念館条例施行規則第6条第1項第1号オ及び同条第3項
- (8) 改正後の出島条例施行規則第5条第1項第1号ク及び同条第3項
- (9) 改正後の長崎市旧居留地建造物条例施行規則第5条第1項第1号ク及び同条第3項
- (10) 改正後の長崎市野口彌太郎記念美術館条例施行規則第5条第1項第1号ク及び同条第3項
- (11) 改正後の長崎市中の茶屋条例施行規則第6条第1項第1号ク及び同条第3項
- (12) 改正後の長崎市歴史民俗資料館条例施行規則第5条第1項第1号オ及び同条第3項
- (13) 改正後の長崎市遠藤周作文学館条例施行規則第6条第1項第1号及び同条第3項
- (14) 改正後の長崎市端島見学施設条例施行規則第10条第1項第1号ク及び同条第3項
- (15) 改正後の長崎市亀山社中記念館条例施行規則第5条第1項第1号ク及び同条第3項

附 則(平成25年3月29日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市中の茶屋条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則(平成26年1月23日規則第7号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中長崎市公会堂条例施行規則第16条第5号の改正規定、第2条中長崎市チトセピアホール条例施行規則第16条第5号の改正規定及び同規則別表の改正規定(「椅子」を「椅子」に改める部分に限る。)、第3条(長崎市ブリックホール条例施行規則第16条の改正規定及び同規則別表の改正規定(「椅子」を「椅子」に改める部分を除く。))を除く。の規定、第6条中長崎市野口彌太郎記念美術館条例施行規則第6条第4号の改正規定及び同規則第8条の改正規定、第7条中長崎市中の茶屋条例施行規則第4条第4号の改正規定、第8条中長崎市歴史民俗資料館条例施行規則第16条第1項の改正規定、同規則第9号様式の改正規定及び同規則第10号様式の改正規定、第9条中長崎市伊王島灯台記念館条例施行規則第4条第1号の改正規定、第10条中長崎市遠藤周作文学館条例施行規則第3条の改正規定、第11条中長崎市伊王島ふれあい広場条例施行規則第8条第1項の改正規定並びに第12条中長崎市心田庵条例施行規則第5条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

(使用料に係る経過措置)

- 2 この規則の規定による改正後の次に掲げる規則の規定は、この規則の施行の日以後に模写等又は利用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に模写等又は利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1)から(7)まで 略

(8) 長崎市中の茶屋条例施行規則別表第1

附 則(平成29年3月31日規則第37号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月31日規則第65号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 3 第2条から第14条までの規定による改正後の次に掲げる規則の規定は、施行日以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

(1)から(6)まで 略

(7) 長崎市中の茶屋条例施行規則

附 則(令和4年3月31日規則第44号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第10条関係)

(平26規則7・令元規則65・一部改正)

区分	金額(1日1点につき)	
	学術研究の場合	学術研究以外の場合

模写、模造又は複製		円 2,158	円 2,158
撮影	写真	209	2,158
	マイクロフィルム	209	2,158
	映画又はテレビ	314	3,237
原版使用		104	1,079

別表第2(第20条関係)
(平25規則29・令元規則65・一部改正)

区分		金額(1時間につき)
冷暖房設備	和室	円 31
	茶室	31

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

第1号様式(第5条関係)

No. 清水崑展示館 入館券控 ¥	No. 清水崑展示館 入館券 ¥ (この券は、当日限り有効) この券をもつて領収証書に代えます。
---	--

第2号様式(第5条関係)

第2号様式(第5条関係)

No.	No.
清水崑展示館	清水崑展示館
団体入館券控	団体入館券
¥	¥
二 般 人	二 般 人
小・中学生 人	小・中学生 人
	(この券は、当日限り有効)
	この券をもつて領収証書に代えます。

第3号様式(第6条関係)

(平24規則72・一部改正)

第3号様式(第6条関係)

長崎市中の茶屋入館料減免申請書			
年 月 日			
(あて先)長崎市長			
申請者 住所 氏名 電話 担当者名			
〔法人、団体の場合は、その 名称及び主たる事務所の所 在地並びに代表者氏名〕			
次の理由により、清水崑展示館の入館料の減免を申請します。			
入 館 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分		
入 館 人 数	一般 人 小 学 校 の 児 童 及び中学校の生徒 人		
減 免 を 申 請 す る 理 由			
そ の 他 特 記 事 項			
※ 入 館 料			
※ 減 免 根 拠	施行規則 第6条第1項 号	※ 減 免 率	%
※ 減 免 金 額		※ 減 免 後 料	円
※ 受 付	年 月 日	※ 決 定	年 月 日

※印の欄には記入しないでください。

第4号様式(第7条関係)

(平24規則72・一部改正)

第4号様式(第7条関係)

長崎市中の茶屋美術作品等模写等許可申請書				
年 月 日				
(あて先)長崎市長				
申請者 住所				
氏名				
電話				
〔 法人、団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 〕				
次のとおり美術作品等の模写等をしたいので、許可くださるよう申請します。				
模 写 等 の 目 的				
模 写 等 の 日 時	年 月 日 午 前 午 後			
方 法	模 写 ・ 模 造 ・ 複 製 ・ 撮 影 ・ 原 版 使 用			
美 術 作 品 等 の 名 称	種別	品 名	数量	備 考
備 考				

第 5 号様式（第 7 条関係）

長崎市中の茶屋美術作品等模写等許可証					
			第	号	
			年	月 日	
様			長崎市長 図		
次のとおり美術作品等の模写等を許可します。					
模写等の目的					
模写等の日時	年 月 日			午前 午後	
方 法	模写・模造・複製・撮影・原版使用				
美術作品 等の名称	種別	品 名	数量	備 考	
許 可 条 件	(1) 版權等は一切移譲しない。 (2) 上記の目的以外に利用しないこと。 (3) 模写、模造又は複製した物品には、必ず中の茶屋の所蔵と明記すること。 (4) 撮影した場合、使用後の写真原版は、中の茶屋へ納付すること。 (5) 掲載誌は、1 部を中の茶屋へ納付すること。				
使 用 料	模写・模造・複製		点	円	計 円
	撮 影	写 真	点	円	
		マイクロフィルム	点	円	
		映 画 ・ テ レ ビ	点	円	
	原 版 使 用		点	円	

この許可証をもって領収証書に代えます。

取扱者印

第6号様式(第8条関係)

長崎市中の茶屋施設利用許可申請書	
年 月 日	
(あて先)長崎市長	
申請者 住所	
氏名	
電話	
〔 法人、団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 〕	
次のとおり施設を占有して利用をしたいので、許可くださるよう申請します。	
利 用 目 的	行 事 (催 物) 名
	内 容
利 用 施 設	茶 室 ・ 和 室
利 用 年 月 日	年 月 日 (曜 日)
入 場 料 等 徴 収 の 有 無	無 ・ 有 (円)
利 用 時 間	時 分 ～ 時 分 (時 間)
利 用 人 員	人
※ 使 用 料	円
備 考	

備考 ※印の欄には記入しないでください。

第7号様式(第8条関係)

長崎市中の茶屋施設利用許可証

第 号
年 月 日

様

長崎市長 

次のとおり施設の利用を許可します。

利 用 的 目 的	行 事 (催 物) 名	
	内 容	
利 用 施 設	茶 室 ・ 和 室	
利 用 年 月 日	年 月 日 (曜 日)	
入 場 料 等 徴 収 の 有 無	無 ・ 有 (円)	
利 用 時 間	時 分 ~ 時 分 (時 間)	
利 用 人 員	人	
※ 使 用 料	円	
備 考		

取扱者印

第8号様式(第9条関係)

長崎市中の茶屋施設利用取消届

年 月 日

(あて先)長崎市長

届出者 住所

氏名

電話

(法人、団体の場合は、その名
称及び主たる事務所の所在地
並びに代表者の氏名)

年 月 日に施設の利用の許可を受けましたが、次の理由によりその利用を
取り消したいので、長崎市中の茶屋施設利用許可証を添えてお届けします。

(理由)

第9号様式(第11条関係)

長崎市中の茶屋模写等の使用料減免申請書				
年 月 日				
(あて先)長崎市長				
申請者 住所 氏名 電話 () 担当者名				
(法人、団体の場合は、その名称 及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名)				
次の理由により、模写等についての使用料の減免を申請します。				
模写等の 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分			
模写等の 目 的				
減免を申請 する理由				
方 法	模写 模造 複製 撮影 原版使用			
資 料 の 資 名 称	種 別	資 料 名	数 量	備 考
※ 処理欄				

※印の欄には記入しないでください。

第10号様式(第13条関係)
(平25規則29・追加)

第 1 0 号様式（第 1 3 条関係）

美術作品等				出品 寄託		申請書							
						年	月	日					
(あて先)長崎市長													
申請者				住所									
				氏名									
				電話									
				〔 法人、団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 〕									
次のとおり長崎市中の茶屋に美術作品等を出品寄託したいので申請します。													
出品 寄託		期間		年		月		日から	年		月		日まで
出品（寄託） 美術作品等		品		名		数量		備					考

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

美術作品等				預 受託		証	
				第		号	
				年		月 日	
様							
長崎市長 図							
次のとおり長崎市中の茶屋に美術作品等の出品寄託を受けます。							
出品 寄託 期間		年 月 日から 年 月 日まで					
預（受託） 美術作品等		品	名	数量	備 考		

第 1 2 号様式（第 1 7 条関係）

美術作品等寄贈申込書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住所

氏名

電話

〔 法人、団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 〕

次のとおり長崎市中の茶屋に美術作品等を寄贈したいので申し込みます。

品 名	数 量	備考（寄贈品の由来）

第13号様式(第18条関係)
(平24規則72・一部改正、平25規則29・旧第10号様式繰下・一部改正)

第13号様式(第18条関係)

長崎市中の茶屋 茶室・和室 使用料減免申請書		
(あて先)長崎市長		年 月 日
申請者 住所 氏名 電話 担当者名		(法人、団体の場合は、その名称 及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名)
次の理由により、長崎市中の茶屋 茶室・和室 使用料の減免を申請します。		
利用目的	行事(催物)名	
	内 容	
利 用 年 月 日	年 月 日 (曜日)	
入場料等の徴収の有無	する _____円 しない	
附 属 設 備 の 使 用	有 無	
利 用 予 定 人 員		
※ 処理欄		

※印の欄には記入しないでください。

第14号様式(第19条関係)

(平24規則72・一部改正、平25規則29・旧第11号様式繰下・一部改正)

第14号様式(第19条関係)

長崎市中の茶屋美術作品等貸出許可申請書				
年 月 日				
(あて先)長崎市長				
申請者 住所 氏名 電話				
(法人、団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)				
次のとおり美術作品等の貸出しを受けたいので、許可くださるよう申請します。				
利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
美 術 作 品 等 の 名 称	種別	品 名	数 量	備 考
輸 送 方 法				
取 扱 責 任 者		学芸員資格	有・無	

第15号様式(第19条関係)
(平25規則29・旧第12号様式線下・一部改正)

第15号様式(第19条関係)

長崎市中の茶屋美術作品等貸出許可証				
第 号 年 月 日				
様				
長崎市長 印				
次のとおり美術作品等の貸出しを許可します。				
利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
美 術 作 品 等 の 名 称	種別	品 名	数 量	備 考
貸 出 条 件				